

ガールスカウトとは

ガールスカウトは約100年前にイギリスで発祥しました。国籍・人種・宗教の違いを超え、現在では152の国と地域で約1,000万人の会員が活動している、世界最大の少女と女性のための団体です。世界平和と地域社会に影響力をもつ女性を多く輩出しています。

〈ガールスカウトで得られるもの〉



1

常に自ら考え行動し、
社会に変化をもたらす力



2

地域・国際社会において
さまざまな年代の人と
友好を深めながら主張できる
コミュニケーション能力



3

自然や人との調和を図れる
豊かな感性

47都道府県の活動拠点においてガールスカウト運動に関わる5歳から100歳を超える女性たちは約3万人。主な活動資金源は会員会費とグッズ収入です。少女や女性のチカラをつけるための事業を発展させるために、安定した資金を必要としています。よりよい未来をひらくために活動をしている少女と女性のために、ガールスカウト運動へのご理解とご支援をお願い申し上げます。

このパンフレットに関するお問い合わせ

公益社団法人 ガールスカウト日本連盟

〒151-0066 東京都渋谷区西原 1-40-3

TEL 03-3460-0701 | FAX 03-3460-8383

E-mail: gsj_fr@girlscout.or.jp <http://www.girlscout.or.jp>

少女たちが よりよい未来を 創っていくために



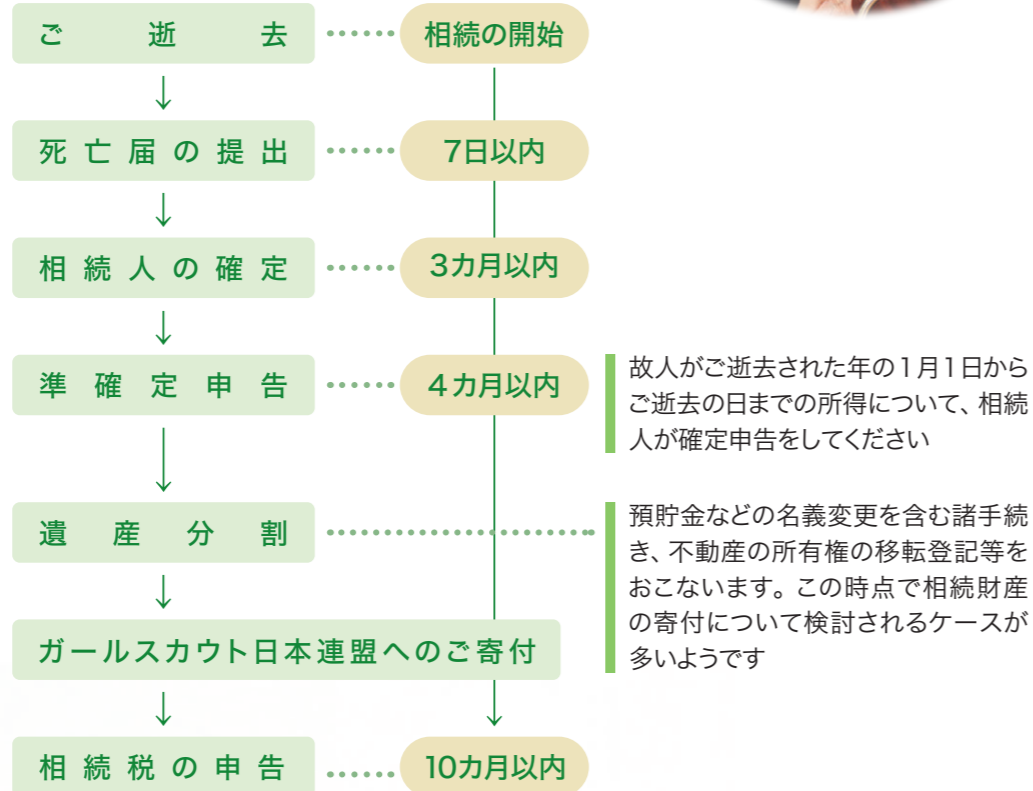
公益社団法人 ガールスカウト日本連盟

相続財産の寄付をお考えの方へ

故人から相続した財産の一部を、
ガールスカウトの活動にご寄付いただくことができます。
ご家族で故人のガールスカウト活動への想いを
共有していただければ幸いです。



一般的な相続手続き



公益社団法人ガールスカウト日本連盟へご寄付いただきましたら、各種証明書と寄付の領収書を発行いたします。この書類は相続開始となった時点から10カ月以内に税務署に相続税の申告をおこなう際にご提出ください。公益社団法人ガールスカウト日本連盟へご寄付いただいた相続財産には相続税が課されません。租税に関するご質問はお近くの税務署にお問い合わせください。

ご寄付いただく場合のお願い

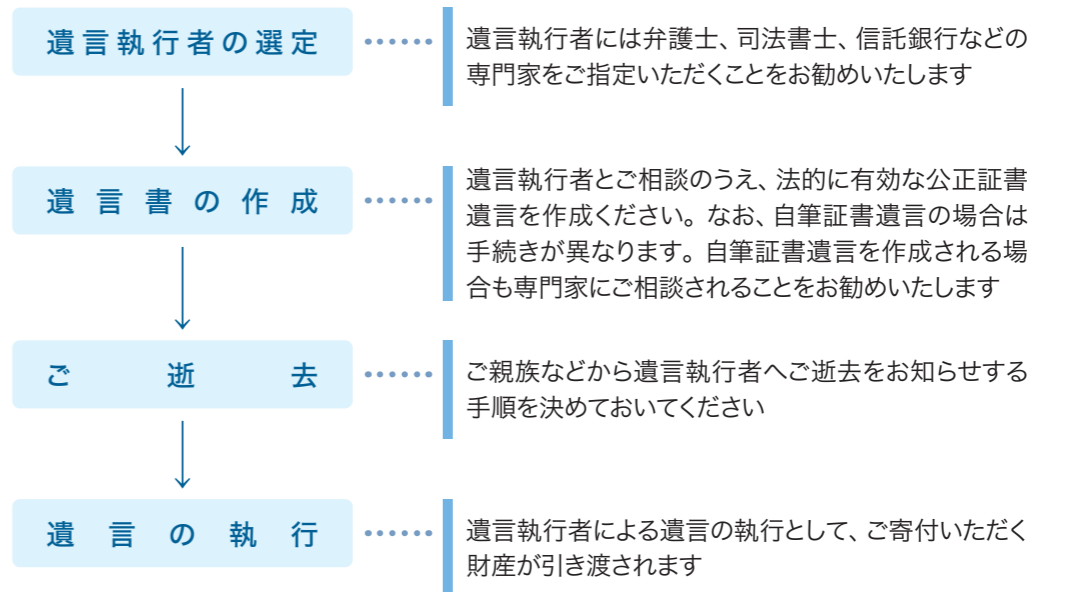
ご寄付は原則現金でお願いしておりますが、現金以外（株式、絵画、骨董品、不動産など）の遺産のご寄付を検討されている場合は、事前にガールスカウト日本連盟までお問い合わせください。
また、各都道府県連盟へのご寄付に関しては、ガールスカウト日本連盟と事業委託契約を結んだうえで、委託管理費を頂戴いたします。

遺贈をお考えの方へ

ご自身の遺産を、遺言書を通して特定の人や団体に寄付することを遺贈といいます。
生涯で築かれた財産の一部を、
日本の未来を創っていく少女たちのために役立てるご意志があれば、
「ガールスカウトへ遺贈」という方法がございます。
法的に有効な遺言書をご作成いただき、
遺贈先を「公益社団法人ガールスカウト日本連盟」とご指定ください。
全国、またはご指定の都道府県のガールスカウトたちの育成活動に
大切に使用させていただきます。



遺贈の流れ



公益社団法人ガールスカウト日本連盟へ遺贈していただいた遺産には相続税が課されません。

遺贈の場合のお願い

- 法的に有効な遺言書をご作成いただき、遺贈先を「公益社団法人ガールスカウト日本連盟」と明記してください。
- 遺言書の内容に関わらず、兄弟姉妹以外の相続人には「遺留分」が法律によって保障されています点、ご注意ください。



◎ご遺志を尊重する手続きをおこなうためにも、ご不明な点をご相談ください。